

労山海外登山奨励制度規定

1. 制度の目的

この制度は、労山の海外登山の全国的な発展を図る目的で設置する。

2. 奨励の内容

別に定める規則により、申請のあった1隊あたり20万円を上限として奨励金を支給する。

その年の奨励の対象となる隊の数に制限はないが、奨励金は年度予算の範囲内で配分する。

3. 制度の対象となる隊

対象となる隊は、労山隊であること（リーダーが労山会員など）または隊員の半数以上が労山会員である合同の遠征隊などとする。単独のチャレンジも対象とする。

4. 対象となる登山や遠征内容

高さや山域だけでなく、低くても困難度の高い登山やルートの登攀もしくは未知の山域への踏査など記録的な価値のあるチャレンジであり、制度の目的に合致した海外登山であること。また、上記の内容でなくとも、地方の労山の海外登山の発展に意義深いと思われる海外登山も対象とする。そしてこれらに合わせて、登山の安全性や自然環境の保全（テイクイン・テイクアウトなど）にも、十分な配慮がなされた遠征登山であること。

5. 制度への応募方法

その年の1月から12月までの登山を対象とし、登山の事前にこの制度へのエントリーをおこなうことと、全国連盟へ事前に計画書提出を条件とする。エントリー後の全国連盟（海外委員会選考）で制度の対象（候補）となるかどうかの判断をおこない、対象となった場合には当該の遠征隊に通知する。

6. 奨励金交付の選考基準

エントリーした隊のうち、制度の対象となった候補で予定どおりの遠征を実施し、その内容が当規定4の登山内容であること。必ずしも目的（登頂、登攀）が達せられなくとも、登山活動の内容とチャレンジの意義が評価できるものであれば、奨励金給付の対象とする。

ただし、さまざまな事情により準備・実施段階で遠征を中止したり、登山対象を変更した場合には、エントリーそのものが取り消される場合がある。

7 . 奨励金交付決定の発表と交付の時期

毎年、全国連盟定期総会（総会のない年は2月の定期全国評議会）で発表と表彰をおこなう。

8 . 選考者について

エントリ一段階では、全国連盟海外委員会が事務局として候補決定をおこない、全国理事会に報告する。奨励金交付決定は全国海外委員会が候補を選び、全国理事会がこれを決定する。

2006年2月19日 施行